

令和7年 業種別労働災害発生状況
(令和7年7月末速報値)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	令和7年			令和6年同期			対 前 年		業種割合	令和6年確定値		
	死 亡 []内は 転倒災害	休 業 []内は 転倒災害	合 計 []内は 転倒災害	死 亡 []内は 転倒災害	休 業 []内は 転倒災害	合 計 []内は 転倒災害	増 減 数	増 減 率		死 亡	休 業	合 計
全 産 業 合 計	2	119 [43]	121 [43]	2	123 [61]	125 [61]	-4	-3.2	100.0	2	245	247
製 造 業		13 [4]	13 [4]	1	12 [3]	13 [3]			10.7	1	22	23
食 料 品		3	3		3 [2]	3 [2]			2.5		7	7
木材木製品		1	1				1	-	0.8			
窯業・土石		1 [1]	1 [1]		2 [1]	2 [1]	-1	-50.0	0.8		3	3
鉄 鋼 業		3 [1]	3 [1]	1	2	3			2.5	1	4	5
金属・機械		1	1		2	2	-1	-50.0	0.8		2	2
輸送用機械								-			2	2
その他の製造業		4 [2]	4 [2]		3	3	1	33.3	3.3		4	4
鉱業・土石採取業		1	1				1	-	0.8			
建 設 業		16	16		16 [3]	16 [3]			13.2		26	26
土木工事業		5	5		3 [2]	3 [2]	2	66.7	4.1		5	5
建築工事業		8	8		9 [1]	9 [1]	-1	-11.1	6.6		15	15
木造建築業					3	3	-3	-100.0			4	4
その他の建設業		3	3		1	1	2	200.0	2.5		2	2
道路貨物運送業		5	5		12 [4]	12 [4]	-7	-58.3	4.1		20	20
その他の運輸業		4 [3]	4 [3]		4 [2]	4 [2]			3.3		6	6
陸上貨物取扱業								-				
港 湾 運 送 業					1	1	-1	-100.0			2	2
林 業								-			3	3
漁 業								-			1	1
卸 売 ・ 小 売 業	1	15 [6]	16 [6]	1	26 [17]	27 [17]	-11	-40.7	13.2	1	43	44
社会福祉施設		8 [6]	8 [6]		18 [9]	18 [9]	-10	-55.6	6.6		38	38
旅 館 業		4 [2]	4 [2]		3 [1]	3 [1]	1	33.3	3.3		4	4
清 掃 業		13 [10]	13 [10]		10 [8]	10 [8]	3	30.0	10.7		20	20
上記以外の事業	1	40 [12]	41 [12]		21 [14]	21 [14]	20	95.2	33.9		60	60

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、[]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。
本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。本統計表は北海道労働局ホームページでダウンロードができます。

令和7年度 室蘭労働基準監督署スローガン(組織で進める安全文化 みんなで取り組む健康職場)

○ 8月も引き続き熱中症対策に取り組んでください。

各職場において令和7年6月1日から施行された熱中症対策の法令改正を含め、次の二次元コードから熱中症対策情報を確認しましょう。



【熱中症予防法令改正】



〔STOP! 熱中症クワークキャンペーン及び熱中症対策の多言語対応リーフ〕



【環境省の熱中症予防サイト】



【厚生労働省の熱中症ポータルサイト】



〰〰〰〰〰〰〰〰
室蘭労働基準監督署
からのお知らせ



〰〰〰〰〰〰〰〰
石綿総合情報
ポータルサイト

○ 北海道最低賃金は、令和6年10月1日から時間額1010円に改訂されました。

なお、日給や月給についても最低賃金が適用になります。支払っている金額を確認してください。

令和7年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	6時台	新聞販売業	交通事故	建設機械等	被災者は新聞配達作業に従事する労働者で、自身の乗用車で新聞配達中、顧客宅にて乗用車から降りたところ、坂の上から走行してきたタイヤショベルが路面凍結によりスリップし、停車しきれず乗用車に追突し、これに押される形で乗用車に轢かれ下敷きになり、さらに同方向からやってきた、スリップした別の乗用車に追突され、下敷きになったまま2mほど引きずられ死亡したものの。
2	2	8時台	警備業	墜落・転落	脚立	被災者は出勤し事務所内にて待機していたところ、清掃業者の作業員から地下1階の廊下の電球が切れていたと伝えられた。その後、午前8時に被災者の同僚が出勤したが被災者は事務所におらず、清掃業者から電球切れの件を被災者に伝えたと聴き、被災者が戻らなかったため確認に行ったところ、脚立のそばで額から血を流して床に倒れている被災者を発見し、救急搬送されたが3日後に死亡が確認されたものの。

令和6年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	3	13時台	その他の卸売業	はき込まれ、巻き込まれ	建設機械等	金属の回収及び販売を行う事業場において、事業者が午後からトラックに荷積みするための準備作業をグラブプルを使用して行っていた。グラブプルを旋回させたところ上部旋回体後部とその近傍の成形された金属廃品との間に被災者の胸部が挟まれたものの。
2	7	16時台	製鉄・製鋼・圧延業	有害物等との接触	有害物	熱風炉の点火前パージ作業により、熱風炉上部に設置されている排気口から一酸化炭素を大量に含む高炉ガスが排出された時、同熱風炉に隣接する建屋内から外に出た被災者が当該高炉ガスを吸い込み、一酸化炭素中毒を発症し死亡したものの。



第14次労働災害防止計画

次の二次元コードから北海道労働局HPに掲載してあるリーフレット等を確認できます。



転倒労働災害防止対策について

次の二次元コードから北海道労働局HPに掲載してあるリーフレット等を確認できます。

